

欧州特許庁、発明者に発明者の指定に関する通知を 正式に行わなくなる

筆者：フランシスカ・ジオヴァンニーニ (Francesca Giovannini)

七十年代の最初の欧州特許条約 (European Patent Convention, EPC) の発効以来、欧州特許庁 (European Patent Office, EPO) は、欧州特許出願の全ての指定された発明者に、発明者の指定の情報及びその特許出願の書誌情報に関する通知を行ってきました。この長期にわたって実施されてきた実務は、2021年4月1日及びそれ以降に新たに提出 (又は修正) された発明者の指定に関しては打ち切られることになりました。

七十年代の最初の欧州特許条約 (European Patent Convention, EPC) の発効以来、欧州特許庁 (European Patent Office, EPO) は、欧州特許出願の全ての指定された発明者に、発明者の指定の情報及びその特許出願の書誌情報に関する通知を行ってきました。書誌情報とは、特許出願番号、出願日、全ての優先権主張出願の出願国及び出願番号、出願人名、発明の名称、並びに指定された締約国名を指します。

この長期にわたって実施されてきた実務は間もなく打ち切りになります。具体的には、2021年4月1日及びそれ以降に新たに提出 (又は修正) された発明者の指定に関して、発明者はEPOからは通知されなくなります。そのため、出願人は、出願において発明者の完全な住所を記載する必要がなくなります。発明者の居住地国及び居住地の記載があれば足够了。

Travaux Préparatoires of the EPC 1973 (欧州特許条約起草時の検討記録) に基づき、この実務は、発明者による上記書誌情報への完全なるアクセスを保証することを目的として立案されました。しかしながら、こうしているうちに、オンライ

ンでの特許情報の検索及びアクセスの可能性が大いに拡大されてきました。EPOは、通知の必要性がなくなっていると考え、EPCの関連規則の改正を行いました ([new text of Rule 19 EPC](#))。この通知が行われなくなりますが、発明者は、様々な方法によって、つまり、出願人から、ファイル閲覧を通じて、又は特許出願が公開されると、オンライン欧州特許登録簿 ([online European patent register](#)) の閲覧を通じて、その指定に関する情報を入手することができます。一部の国のみにおいて (かつ、職務発明に対する特定の国内規定に基づき)、出願人は、発明者に指定 (及び許可手続の進捗状況) について知らせる法的義務がある一方、特許出願の公開後であれば、発明者は常に、特許登録簿を通じて、特許出願及びその許可手続に関する情報を取得することができます。

興味深いことに、EPC法の改正は、共通実務を明確にするためのEPO同盟国間の共同取組 ([joint initiative](#)) のコンテキストにおいて取り入れられました。発明者の指定は、管理理事会においてEPOの同盟国によりこれまでのところ採用された最初の2つのうちの1つです。これまでのところ採用されたもう1つの実務は、発明の単一性の審査に関するものです。これらの共通実務は、各同盟国により任意で実施されることとされていますが、このような実務共通化は、EPOとEPC同盟各国の知的財産庁との間の管理実務のより密接な提携に貢献しますので、利用者に全般的に歓迎されると思われます。